

7 扶 地 第 115 号
令 和 7 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 扶桑町地域公共交通会議
住 所 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330番地
代 表 者 氏 名 会長 磯部 友彦

地域公共交通計画認定申請書（案）

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定め
たので、関係書類を添えて申請します。

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 1 項に規定する事項の記載箇所（頁）
について（扶桑町）

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における
位置付け・役割
5－2 ページに記載
2. 上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
5－2 ページに記載
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の
概要
2－9 ページに記載
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に
係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
6－2 ページに記載

扶桑町地域公共交通計画
メールにてデータ転送

令和7年6月 日
(名称) 扶桑町地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
扶桑町の公共交通は、東西の近隣市町へ通じる名古屋鉄道犬山線の幹線交通を軸に、町域内はタクシー及び令和4年10月から令和6年9月までの期間を実証運行期間としたデマンド交通（チョイソコふそう）によって構成されている。デマンド交通は、幹線交通等へダイレクトな接続を含めた町内全域及び、隣接市である江南市の江南厚生病院の指定停留所間の移動可能な交通モードである。 これらの公共交通は、町内外への通勤・通学、病院・診療所への通院、商店やスーパーなどへの買い物や公共施設への移動に利用され、日常生活に必要不可欠な交通手段として機能している。また、デマンド交通が、地域間交通ネットワークである名古屋鉄道へのフィーダー（支線）の役割を果たし、利便性の高い交通手段として機能している。 町民の交通手段を確保することは、日常生活の維持だけでなく、本町の人口定着・広域連携やまちづくりにも大きく寄与するものであるため、町内の公共交通機関の軸として、交通弱者の利用が多いデマンド交通は、定時路線型バスが運行されていない町内では唯一の公共交通であり、高齢者や自動車免許自主返納者の増加に伴い、今後利用者の増加が予測され、運行を持続する重要性が高まっている。 令和6年9月に実証運行を終え、令和6年10月より本格運行に移行することが扶桑町地域公共交通会議において決定しており、地域公共交通確保維持改善事業により、引き続きデマンド交通を確保・維持することで、町民の交通手段を存続させていくことが必要である。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
デマンド交通の利用者数 1日58人（件）※以上 （令和5年度実績 58人（件））≪令和5年10月～令和6年9月≫ チョイソコふそう利用者一人あたりの町負担額 1, 547円/人以下 扶桑町地域公共交通計画—P6-2 参照
(2) 事業の効果
地域内デマンド運行を確保・維持することにより、町内外の効率的な公共交通体系が実現でき、幹線交通及び定時路線型バスが運行されていない町内全域において、特に高齢者等の日常生活に必要な交通手段が確保され、外出支援・外出促進・地域活性化にもつながる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
(1) 公共交通利用ガイドの作成【実施主体：扶桑町】 デマンド交通では行くことができない、近隣市町の主要施設への接続方法をわかりやすくしたガイド（乗り継ぎ方法等）を作成し、町外への移動ニーズを円滑にする。 (2) 地域との協働の取組み（デマンド交通停留所の移設、利用説明会等）【実施主体：扶桑町】 デマンド交通停留所の利用しやすい場所への移設要望の対応や、自治会単位や各種会合時に、デマンド交通の乗り方や便利さを知ってもらうための出前講座を実施し、住民の意見の把握に努める。

(3) 外出促進事業【実施主体：扶桑町】 チョイソコ事業に協賛する地域民間企業（医療施設、商業施設等）と連携して、高齢者等のお出かけ促進や、チョイソコの周知・利用促進に繋がる企画を開催する。 (4) 事業者停留所の新設【実施主体：扶桑町】 チョイソコ事業に協賛していただける地域民間企業を増やし、停留所を設置することで利用者の利便性を向上させる。また、新規スポンサーを獲得し、一人当たりの負担額を軽減させる。 (5) 高齢者への利用サポート【実施主体：扶桑町】 市内連携を強化し、高齢者に対して実施しているスマホ講座にて、チョイソコのインターネットからの申込み方法をレクチャーすることで、利用の可能性を広げていく。
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
◆運行事業者 事業者名：犬山タクシー株式会社 所 在：愛知県犬山市犬山字東古券 354 番地 連 絡 先：0568-61-6578 ◆運行系統の概要 〈運行区域〉扶桑町全域 〈運行区間〉扶桑町内の停留所間 扶桑町内の停留所と江南厚生病院に設置した停留所を結ぶ区間 〈運行期間〉令和7年10月1日～令和8年9月30日 〈運行日数〉240日（土曜・日曜・祝日、12月29日～1月3日は運休） 〈運行時間〉午前8時から午後4時 〈運行車両〉ハイエースウェルジョイン（乗客定員8名）2台 ◆運行事業者の選定理由 運行事業者の公募をプロポーザル方式により行ったところ、1社から提案があり、令和6年4月19日に選考会を実施。プロポーザル方式により選考会を実施したところ基準を満たしていると認められるため。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るデマンド交通の、町から運行事業者への運行負担金額については、運行収入を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施し、公共交通会議に諮り、改善策を模索していく。
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
表5を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

扶桑町地域公共交通会議開催経緯

回	開催日	主な議論
第1回	令和3年7月9日	扶桑町の現状について 扶桑町公共交通に関するアンケート調査について 扶桑町における今後の公共交通施策について
第2回	令和3年10月11日	扶桑町における今後の公共交通施策について 扶桑町公共交通に関するアンケート調査集計結果について 事業者ヒアリングの結果について 運転免許の自主返納について 扶桑町新しい公共交通の導入に関するアンケート調査について
第3回	令和3年12月17日	扶桑町における今後の公共交通施策について 扶桑町地域公共交通計画の策定について
第4回	令和4年5月30日	チョイソコふそう実証運行の運行計画について 運行事業者プロポーザル結果について チョイソコふそう停留所について
第5回	令和4年8月26日	扶桑町地域公共交通計画策定について 扶桑町地域公共交通計画策定業務プロポーザル結果について チョイソコふそう実証運行開始に向けて
第6回	令和5年1月16日	地域公共交通確保維持改善に関する自己評価について 地域公共交通計画策定における各種アンケート調査報告について チョイソコふそう実証運行経過報告について
第7回	令和5年4月28日	チョイソコふそう実証運行経過報告及び本格運行への移行について 地域公共交通計画策定における課題と基本方針について 令和4年度地域公共交通確保維持改善事業の二次評価について 交通不便地域指定申請書の提出について
第8回	令和5年6月26日	チョイソコふそう実証運行経過報告について 運行事業者プロポーザル結果について 交通不便地域の指定について 令和4年度扶桑町地域公共交通会議決算の承認について チョイソコふそう実証運行期間の延長について 地域公共交通計画策定について
第9回	令和5年11月6日	チョイソコふそう実証運行経過報告について 扶桑町地域公共交通計画素案について
第10回	令和6年2月5日	チョイソコふそう実証運行経過報告について 扶桑町地域公共交通計画案について
第11回	令和6年4月30日	チョイソコふそう本格運行移行について 扶桑町地域公共交通計画改訂案について 令和5年度扶桑町地域公共交通会議決算の承認について チョイソコふそう実証運行経過報告について 運行事業者プロポーザルの結果について 交通不便地域の指定について

第 12 回	令和 6 年 6 月 2 4 日	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金にかかる地域公共交通計画の認定申請について 扶桑町地域公共交通計画改訂案について チョイソコふそう運賃について チョイソコふそう実証運行経過報告について
第 13 回	令和 7 年 1 月 3 1 日	チョイソコふそう実証運行（第 2 期）結果について 令和 6 年度地域公共交通確保維持改善に関する自己評価について チョイソコふそう本格運行経過報告について 令和 7 年度扶桑町地域公共交通会議予算について
第 14 回	令和 7 年 5 月 3 0 日	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金にかかる地域公共交通計画の認定申請について 扶桑町地域公共交通計画の事業評価の協議について 令和 6 年度扶桑町地域公共交通会議決算の承認について チョイソコふそう本格運行経過報告について

19. 利用者等の意見の反映状況

扶桑町地域公共交通会議の構成員には、扶桑町民の代表として、老人クラブ連合会会長及び扶桑町身体障害者福祉会会長及び利用者代表として町内会代表 2 名が含まれている。地域公共交通のあり方を検討するために、町民アンケート（利用実態や意識調査）を実施し意見を反映している。

また、チョイソコふそう実証運行開始前に各地区単位で説明会を実施し、意見を把握している。

さらに、地域公共交通計画策定にあたり、利用実態調査（町民アンケート調査、チョイソコふそう会員アンケート）を実施するとともに、町内 3 地区での住民意見交換会を開催し、町民、利用者の意見を把握している。扶桑町地域公共交通計画にこれらの住民ニーズを反映した計画を策定している。また、計画の評価・検証において令和 9 年度に改めてニーズ調査を実施する予定としている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道 330 番地

（氏 名）扶桑町 生活安全部 地域協働課 奥田 敏弘

（電 話）0587-92-4111（内線 682）

（e-mail）kyoudou_sc@town.fuso.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

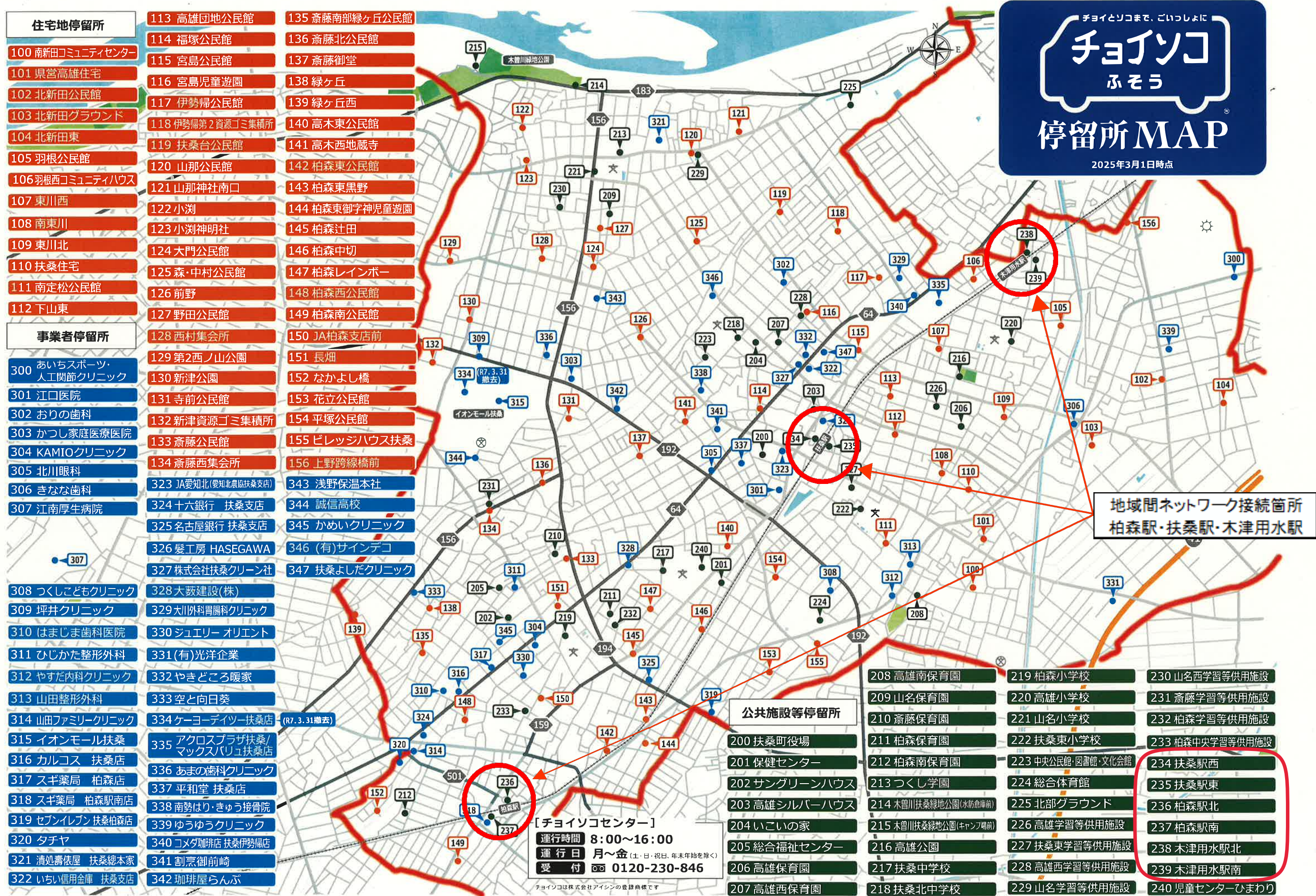
※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
扶桑町	犬山タクシー(株)	(1)		扶桑町全域		往 km 復 km	240日	9510回		区域運行	②	柏森駅、扶桑駅、木津用水駅にて地域間交通ネットワークと接続	①
		(2)				往 km 復 km	日	回					
		(3)				往 km 復 km	日	回					
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

- (注)
1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
 4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。



①運行日数

運行期間 令和 7 年 1 0 月 1 日～令和 8 年 9 月 3 0 日
運行日 平日（土曜・日曜・祝日、年末年始（12/29～1/3）は運休）
2 4 0 日

月	日数（日）	土・日・祝 日等（日）	運行日 （日）
R 7 年 1 0 月	31	9	22
R 7 年 1 1 月	30	12	18
R 7 年 1 2 月	31	11	20
R 8 年 1 月	31	12	19
R 8 年 2 月	28	10	18
R 8 年 3 月	31	10	21
R 8 年 4 月	30	9	21
R 8 年 5 月	31	13	18
R 8 年 6 月	30	8	22
R 8 年 7 月	31	9	22
R 8 年 8 月	31	11	20
R 8 年 9 月	30	11	19
合計	365	125	240

②運行回数

前会計年度実績 令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日（運行日数243日）
利用件数 13,769 件
乗合率 1.43
運行日数 243 日
一日運行本数 39.62 本
(13,769 ÷ 1.43 ÷ 243)

令和8年度（令和7年10月1日～令和8年9月30日）運行回数
9,510 回
(39.62 × 240日)

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	扶桑町
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	8,201
交通不便地域等	6,199

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
6,199	扶桑町小淵・山那・南山名・斎藤・柏森地区の一部	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
扶桑町地域公共交通計画	令和6年3月31日 (改訂令和6年6月24日)	

(1)記載要領

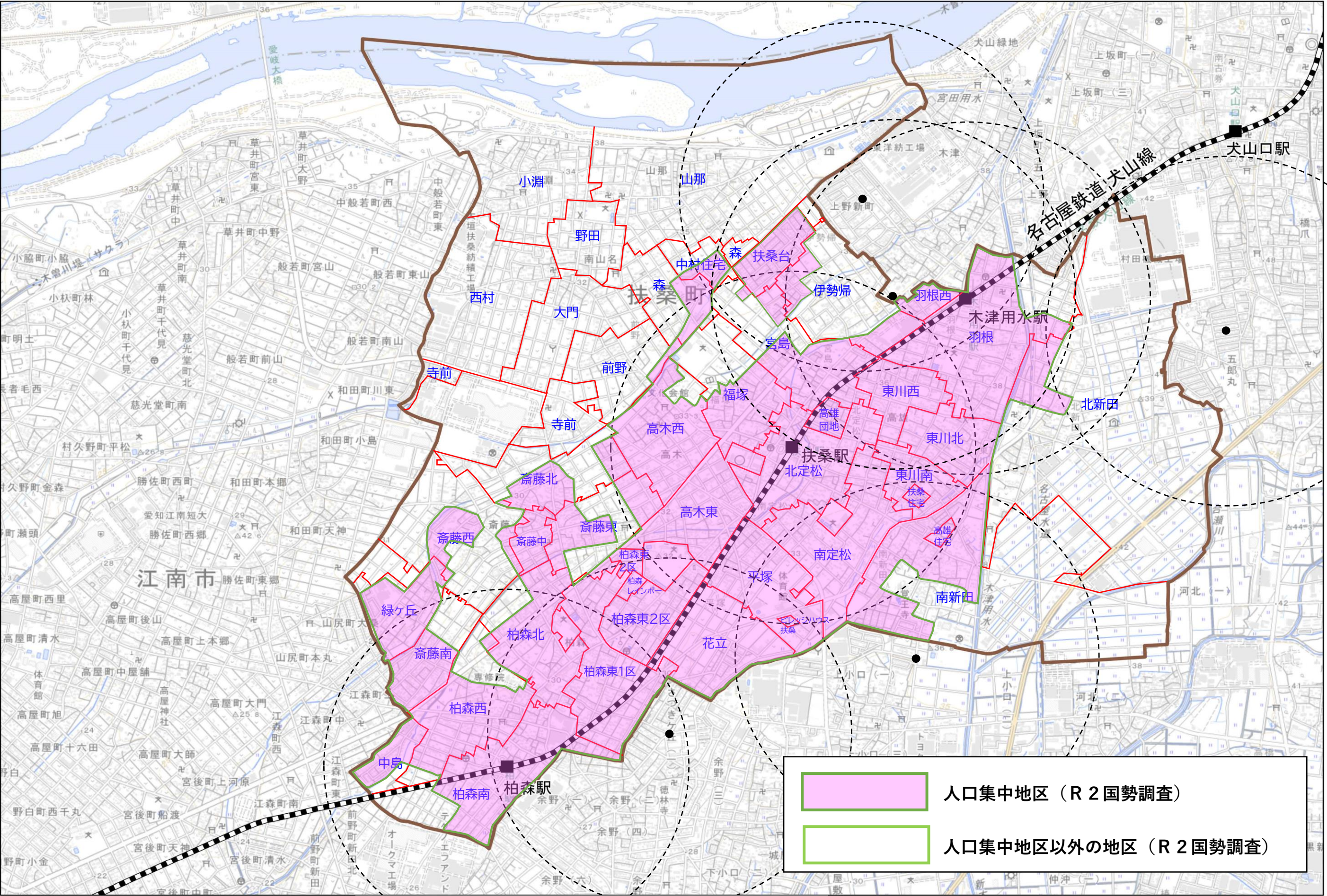
1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

人口集中地区境界図

表 5 別添①



交通不便地域および人口集中地区区域図

表 5 別添②

